

概要

訪問介護事業所等における人材確保定着を図ることを目的として、中小規模の訪問介護事業所等における介護職員の採用にかかる経費の一部を補助します。

対象事業所

交付申請日時点で都内において、**訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス**の指定を受けている事業所。

ただし、上記4種類のサービスを行う都内の事業所数が10か所以上（★）かつ資本金5千万以上の事業者が設置する事業所、国又は地方公共団体が設置する事業所は除く。

（★）事業所数の数え方の例

都内訪問介護を5事業所＋都内訪問入浴介護を5事業所の指定を受けている場合⇒対象事業所の合計が10事業所

都内訪問介護を9事業所＋他県訪問介護を1事業所指定の指定を受けている場合⇒対象事業所の合計が9事業所

都内訪問介護を9事業所＋都内居宅介護支援1事業所の指定を受けている場合⇒対象事業所の合計が9事業所

補助対象経費

- ・**採用の有無にかかわらず**以下の採用活動経費を**1法人あたり最大80万円（補助率10/10）まで**補助

⇒求人媒体への掲載費用、チラシの印刷経費、ネット広告料、就職フェア出展費用、
採用事務アウトソーシング費用

☆申請は法人単位で行います。

- ・補助対象期間は、**令和7年4月1日から令和8年3月31日まで**

☆補助対象期間内に完了しているものに限ります。

例：令和7年3月31日まで求人媒体へ広告を掲載し、支払いを令和7年4月1日以降に行ったもの

⇒当該経費の内容が令和6年度中にかかるものであるため対象外

令和8年4月1日以降の求人媒体への掲載費用の支払いを令和8年3月中に行ったもの

⇒当該経費の内容が令和8年度にかかるものであるため対象外

要綱、Q&Aも
ご参照ください